

令和5年度沖縄地方最低賃金審議会  
第1回沖縄県最低賃金専門部会議事録

- 1 開催日時 令和5年7月20日(木) 15:00～15:40
- 2 場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館共用大会議室(2階)
- 3 出席者  
公益代表委員 3名(上江洲純子、島袋秀勝、城間貞 敬称略)  
労働者代表委員 3名(石川修治、喜納浩信、照喜名朝和 敬称略))  
使用者代表委員 3名(親川進、佐久本和代、田端一雄 敬称略)  
事務局 4名(嘉数労働基準部長、小池賃金室長、宜間賃金室長補佐、  
柴垣労働基準監督官)
- 4 議題
  - (1) 沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会部会長及び部会長代理の選任
  - (2) 沖縄県最低賃金専門部会運営規程案について
  - (3) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について
  - (4) 沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会の審議日程について
  - (5) 沖縄県最低賃金の決定(改正決定)に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取について
  - (6) 事業場実地視察について
  - (7) 参考人聴取について
  - (8) その他
- 5 決定事項の添付
  - ・「第1回沖縄県最低賃金専門部会(議事録)」
  - ・「令和5年度沖縄県最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会委員名簿」
  - ・「沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会運営規程」
  - ・「令和5年度沖縄地方最低賃金審議会審議計画」
  - ・「令和5年度沖縄地方最低賃金審議会審議日程」
  - ・「沖縄県最低賃金専門部会令和5年度事業場実地視察計画表」

## 第 1 回沖縄県最低賃金専門部会（議事録）

○小池賃金室長

それでは、定刻になりました。

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

これより、令和 5 年度沖縄地方最低賃金審議会第 1 回沖縄県最低賃金専門部会を始めさせていただきます。

本日は、1 回目の専門部会でありますので、部会長及び部会長代理が選任されるまでの間は、事務局の方で進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、最低賃金専門部会の開催にあたりまして、各委員の出席状況、出欠の状況でございます。

公益委員が 3 名、労働者側委員が 3 名、使用者側委員が 3 名でございます。

よって、最低賃金審議会令第 6 条により、部会の委員の定数は 9 名となっておりますので、本部会は、審議会令第 5 条第 2 項の定足数、全体の 3 分の 2 以上を満たしていることをご報告いたします。

それでは最初に、資料 1 の 2 ページの公示文をご覧いただきまして、本専門部会の委員につきましては、公益委員は、本審の公益委員と事務局において調整させていただいて、ご了承を得て任命させていただいております。

労使の代表委員につきましては、令和 5 年 7 月 3 日付けの一般公示 5 -90 号に基づいて、それぞれの団体から推薦をいただいた候補者の中から専門部会委員を任命させていただいております。

専門部会委員の名簿は、その前のページの 1 ページに添付してございますので、ご覧いただきたいと思っております。

今回、任命させていただきました、専門部会委員の皆様の、改めてのご紹介は省略させていただきます。

また、任命させていただきました専門部会委員の皆様には、本来であれば、労働局長からお一人ずつ辞令をお渡しすべきところでございますけれども、時間の制約上、お手元に辞令を配布させていただきますので、これをもって辞令の交付に代えさせていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、次第の 1 番目に入りたいと思っております。

1 番目は、「部会長及び部会長代理の選任」となっております。

部会長、部会長代理の選任につきましては、最低賃金法第 25 条第 4 項において準用する最低賃金法第 24 条に基づき、公益を代表する委員のうちから選

挙することとされております。

どなたか、推薦いただけないでしょうか。

お願いします。

(委員、挙手)

○石川委員

はい、石川です。

お疲れ様でございます。

石川の方から、推薦をさせていただきたいと思います。

石川の方から、昨年の難しい審議会を取りまとめていただいた経験等を勘案致しまして、部会長に島袋委員、部会長代理に上江洲委員を推薦したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○小池賃金室長

はい、ありがとうございます。

ただいま、石川委員より、部会長に島袋委員、部会長代理に上江洲委員とのご推薦をいただきましたが、いかがでございましょうか。

(異議なし)

○小池賃金室長

ありがとうございます。

それでは、部会長、部会長代理が決まりましたので、当専門部会の審議の進行を、部会長に選任されました島袋委員にお願いしたいと思っております。

島袋部会長、よろしく願いいたします。

○島袋部会長

ただいま部会長に選任していただきました、島袋です。

昨年度の引き続きになります。

よろしく願いしたいと思っております。

昨年度は残念ながら、専門部会において、全会一致という結果を得ることはできませんでした。

今年度は、可能であるならば、全会一致で結論が出せるように充実した審議、かつ適切な審議をしっかりと継続していきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

上江洲部会長代理からも、一言お願いいたします。

○上江洲部会長代理

みなさま、こんにちは。

昨年度に引き続き推薦いただきまして、やはり今年も難しい審議が予想されておりますが、部会長を支え、当専門部会の審議が円滑に進められますように、私も力を尽くしてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○島袋部会長

それでは、次第に従って進めさせていただきます。

本日は、第1回の専門部会であるということから、労働局長に挨拶をいただきたいと思いますが、局長が所用により欠席されておりますので、嘉数労働基準部長より挨拶をいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○嘉数労働基準部長

皆さん、こんにちは。労働基準部長の嘉数でございます。

よろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

本来であれば、局長の西川がご挨拶するべきところでございますが、所用により欠席ということになりますので、代わりまして私の方から、令和5年度沖縄地方最低賃金審議会第1回沖縄県最低賃金専門部会の開催にあたりまして、一言ご挨拶させていただきます。

委員の皆様におかれましては、日頃から労働行政、とりわけ賃金行政、最低賃金制度の運営にあたりまして、多大なご理解とご支援を賜っておりますことを改めて御礼申し上げます。

さて、現在ですけれども、観光客の回復などに伴い県内経済が回復している中、人手不足という状況がありまして、それから原材料の価格の高騰などにより企業物価、消費者物価の上昇が続いております。

こうした状況の中、県内企業も人材確保のため賃上げなどの処遇改善を行いまして、また、求職者、労働者もこれまで以上に賃金などの処遇の改善の方向に強い関心を持っておられます。

最低賃金の改正につきましては、広く社会の注目を集めているという状況でございます。

先日、7月3日の本審のときに西川局長より、本年度の沖縄県最低賃金の改正につきまして諮問をさせていただきまして、その中で去る6月16日に閣議

決定の経済財政運営と改革の基本方針 2023 というものがありまして、これについて少し報告ポイントを説明させていただいております。

1 点目、構造的に賃金が上昇する仕組みを作っていくこと。

それから地方、中小、小規模企業において生産性向上を図るとともに、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげていくこと。

それから、今年は、最低賃金の全国加重平均が 1000 円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行うこと。

それから、地域別最低賃金の最高額とそれに対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図るということが、政府としての見解ということでございました。

現在、地方最低賃金審議会及び目安小委員会において、今年度の目安の審議が継続して行われておりますが、26 日以降に目安に係る答申が予定されているところでございます。

委員の皆様におかれましては、こうした県内の社会経済の動向やこの政府方針にも十分ご配慮いただきながらご審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

本日より当専門部会におきまして、沖縄県の最低賃金の改定に係る実質的な調査、審議を行っていただく訳でございますが、スケジュールが非常にタイトでございます。

さらには、審議の場におきましても、公労使それぞれの立場もあり、現在の諸処の情勢から難しい判断を行っていただくことになるかと思っております。

委員の皆様におかれましては、慎重かつ活発なご議論をいただき、最終的には、全員が納得していただけるような結審に導いていただければと思っております。

労働局といたしましても、事務局として、当専門部会の円滑な運営に努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私の方からは、以上です。

○鳥袋部会長

嘉数労働基準部長、大変ありがとうございました。

それでは、議事次第に従いまして、審議等に入りたいと思っております。

審議等事項の 1 は、「沖縄県最低賃金専門部会運営規程(案)について」となっております。

委員の皆様ご承知のとおり、先日開催されました令和 5 年度第 1 回沖縄地方最低賃金審議会において、西川労働局長から今年度の沖縄県最低賃金の改正についての諮問を受けました。

この諮問に対して、改正に係る調査審議を行うために、沖縄県最低賃金審議会に専門部会を設置することが承認されました。

当専門部会の運営規程は、当専門部会での承認を得て施行されることになっております。

それでは、沖縄県最低賃金専門部会運営規程(案)について、事務局から説明をお願いいたします。

#### ○小池賃金室長

説明させていただきます。

沖縄県最低賃金専門部会運営規程(案)についてですが、資料4の11ページをご覧くださいと思います。

先ほど、島袋部会長からも説明がございましたが、今月3日に開催されました本審におきまして、当専門部会の設置が承認され、本日より当専門部会において、沖縄県最低賃金の改正に係る調査審議を行っていただくこととなります。

当専門部会の運営規程案は、全11条からなっております。

特徴的な点をご説明申し上げますと、第4条に実地調査並びに参考人の意見聴取というものがございます。

具体的には、実地調査は、後ほど説明をさせていただきますが、今月25日から27日に各委員に事業場に直接訪問していただき、経営者などと最低賃金制度などに係る意見交換を行っていただきたいと思っております。

参考人聴取につきましては、7月31日に開催予定の第3回専門部会において行う予定としております。

また、本審は、原則公開としておりますが、専門部会につきましても7月3日の本審にてご案内のとおり、第7条、赤くつけておりますが、原則非公開で開催するとの規程につきまして、本審の規程と同様に、「会議は原則として公開とすること、ただし、公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼす恐れがある場合、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害される恐れがある場合、または率直な意見の交換、もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には、部会長は会議を一部非公開とすることができる」と修文したところでございます。

修正ではありませんが、特徴の続きとしては、第10条に専門部会の廃止について規程があります。

当専門部会においては、全ての審議が終了して、本審の決議をもって廃止されることとなっております。

最後に、第11条においてこの規程の改廃等は、専門部会の議決により定め

ることとなっております。

このため、本規程案につきまして諮らせていただいている次第でございます。

ちなみに、本規程案のご承認が得られれば、本規程は本日からの施行となります。

よろしく願います。

○島袋部会長

ありがとうございます。

ただいま、事務局から運営規程案について説明がありました。

これについてご意見等あれば願います。

(委員、挙手)

○島袋部会長

はい、田端委員、願います。

○田端委員

第7条の会議の公開は、念のための確認ですが、専門部会の途中で、公労、公使でそれぞれやることになった場合は、これは当然、非公開ということで理解しています。

○島袋部会長

事務局、よろしく願います。

○小池賃金室長

はい、一応、部会長の判断ということではございますが、考え方としてはおっしゃるとおりで、公労使揃った部分が、原則公開となります。

○田端委員

参考人の意見聴取が、月末に予定されておりまして、使用者側の参考人によっては非公開を希望すると思いますので、その辺についてはどのようになるのか、教えていただければと思います。

○島袋部会長

会議の性質上、事業者の意向等もありますので、そこは事務局と協議して適

切な判断をしたいと思います。

そのほか、ありますでしょうか。

(委員、挙手)

○島袋部会長

はい、石川委員お願いします。

○石川委員

今の件なのですが、労側としましても、公労使三者が揃った部分については、公開ということをお願いしたいと思います。

参考人意見聴取につきましては、労側としては、公開でお願いしたいと思いますが、使用者側は、非公開ということで、そちらは我々も理解したところでございますが、労働者側としましては、公開ということをお願いしたいと思います。

○島袋部会長

その要望を受けまして、適切に対応したいと考えております。

そのほか、ございませんでしょうか。

(異議なし)

○島袋部会長

はい、ありがとうございます。

それでは、ご承認いただきましたので、タイトルより(案)を削除していただき、文書末尾の附則の施行日を本日、令和5年7月20日より施行としていただき、本年度は、本規程に基づき専門部会を進めてまいりたいと思います。

早速、本規程第8条、議事録及び議事要旨の第1項の規程により、本日の議事録署名人も指名したいと思います。

労働者側委員の方は、照喜名委員、それから使用者側委員の方は、親川委員をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

それでは、正式に修正されました運営規程が施行されましたので、傍聴人に入場していただきたいと思いますが、今日は、傍聴人はおりますか。

傍聴人に入りたいと思います。

(傍聴人入場)

○島袋部会長

それでは、審議を再開いたします。

次に、審議事項2は、「最低賃金審議会令第6条第5項の適用について」確認したいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

○小池賃金室長

最低賃金審議会令第6条第5項の適用、つまり専門部会で全会一致の結論に達した場合には、専門部会の決議をもって審議会の決議とするということにつきましては、先日、7月3日に開催されました第1回沖縄地方最低賃金審議会本審において承認されたところです。

同規程の適用につきましては、あくまでも全会一致に限られるということになります。

全会一致というのは、出席委員全員のご賛成ということになりますので、よろしくをお願いいたします。

○島袋部会長

ありがとうございます。

ただいま、事務局から最低賃金審議会令第6条第5項の適用について説明がありました。

委員の皆様、本審でご了解いただいているという理解でよろしいでしょうか。

ご質問等ございますか。

(異議なし)

○島袋部会長

はい、ありがとうございます。

続きまして、審議事項3、「沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会の審議日程について」となっておりますが、事務局から説明をお願いいたします。

○小池賃金室長

全体の審議計画につきましては、先日、7月3日の本審において承認いただ

いたところでございますが、本日、私からは、専門部会の2回目以降について説明させていただきたいと思っておりますので、ご確認をお願いいたします。

資料の17ページ、A3の横長の表をご覧くださいと思います。

第2回専門部会は、事業場の実地視察の予定となっております。

実施予定につきましては、後ほど説明いたします。

第3回は、7月31日月曜日16時から予定しております。

第2回の事業場実地視察結果の報告と、参考人の聴取を予定しております。

また、同日は14時から第2回本審を開催する予定としており、進捗状況にもよりますが、中央最低賃金審議会の目安等に関する伝達報告を行う予定としておりますことをご承知いただきたいと思います。

また、7月3日に、新聞業外3業種の特定最低賃金の改正決定に係る申出書の提出がございましたので、改正の必要性に係る審議を行う運営小委員会を7月31日の同日15時から予定しております。

第4回は、8月2日水曜日15時から、金額提示と調整となっております。

第5回は、8月4日金曜日15時から、金額調整、結審を予定しております。

なお、8月4日に行われる審議におきまして結審に至らなかった場合には、8月7日、月曜日15時から、第6回目の日程を予備日として確保してまいります。

さらには、第6回目の専門部会で全会一致の結審に至らなかった場合には、同日16時から開催する第3回本審で採決を行うこととなります。

また、念のため、一昨年、令和3年度のように専門部会が継続審議となった場合には、8月9日水曜日及び14日月曜日も、14時以降の開催として追加の開催の予備日等も設定しております。

非常にタイトではありますが、各委員の皆様におかれましては、日程の再確認と改めてスケジュールの確保方よろしくお願い申し上げます。

参考としまして、あくまでも最短での予定となりますが、18ページ裏に、令和5年度の答申日別の最短効力予定日の一覧を付けてあります。

答申日が8月4日、第5回の専門部会の全会一致の場合は、異議申出の締切が同月21日、異議審が22日となって、官報公示を経て指定日発効ではなく、法定の最短で9月30日が発効予定となります。

8月7日、第6回専門部会の全会一致または同日の第3回本審での採決の場合には、異議申出の締切が同月22日、異議審が23日となりまして、同じ官報公示を経て、指定日発効ではなくて、最短の法定発効で、10月1日という予定日となっております。

以上でございます。

○島袋部会長

はい、ありがとうございます。

ただいま、事務局から専門部会等の開催日の日程等について説明がありました。

ご意見・ご質問等があればお願いいたします。

(特になし)

○島袋部会長

よろしいでしょうか。

非常に厳しい日程となっておりますが、よろしくをお願いいたします。

はい、それでは続きまして、審議事項4、「沖縄県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取について」になります。

事務局から説明をお願いいたします。

○小池賃金室長

はい、7月3日の第1回本審でもご説明しておりますが、資料6の19ページの最低賃金法第25条第5項の規程に基づいて、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くということで、7月3日から7月18日まで意見聴取の公示を行っております。

そうしましたところ、資料6の21ページ、次のページに、意見書が提出されておりますので、この場でご紹介させていただきます。

「沖縄県最低賃金の決定に関する意見書」と題しまして、提出者は沖縄県労働組合総連合の穴井輝明議長でございます。

時間の関係もございますので、意見書の概略のみ説明させていただきます。

日本の最低賃金の地域間格差は最も不合理な仕組みであり、同じ仕事をしているにも関わらず発生する地域間格差を是正し、世界で当たり前の全国一律制に是正させることが必要だと。

あまりにも低く抑えられている最低賃金の大幅な引上げが必要であると。

沖縄県労連が、2020年に実施した最低生計費調査では、8時間働いて普通に暮らせる賃金は、那覇市在住25歳女性で1662円、男性で1642円以上必要であったこと。

上部団体の全労連傘下の他府県での調査でも、時給1500円以上必要であることが明らかになっている。

すべての労働者とその家族に、健康で文化的な最低限度の生活を確保するた

めに必要な最低額をどの地域で働いていても等しく保障し、同時に地域経済を活性化させ、国民経済の健全な発展に寄与することができるようにするためには、全国一律最低賃金制度に改めることが必要であること、現行の地域最低賃金ではこうした目的が達成できないこと、必要な生計費の地域間隔差はほぼないことが明らかであることを述べられております。

少し飛びますが、最後の方で、委員の皆様におかれましては、本県の最低賃金を労働者の生計費を賄うに必要な時間額 1500 円に引き上げるとする答申を行っていただくこと、併せて、国に対し、全国一律の最低賃金制度の創設、中小零細企業に対する支援の抜本的強化を強く要望していただくことをお願い申し上げます。

詳しくは、この意見書を読んでくださればと思います。

以上となります。

○島袋部会長

ありがとうございます。

ただいま、意見聴取及び提出された意見書についての説明がありました。

ご質問があれば、お願いいたします。

(特になし)

○島袋部会長

特によろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、審議事項 5、「事業場実地視察について」事務局から説明をお願い致します。

○小池賃金室長

資料 7 の 23 ページをご覧くださいと思います。

事業場の実地視察については、委員の皆様方に現場の声を直接お聞きいただく機会を設けるために実施させていただいております。

昨年度、一昨年度は、新型コロナの影響等もあり、書面による調査に代えさせていただいたこともございましたが、本年度は、従前どおり 3 事業場実施できる運びとなっております。

実施事業場については、令和 4 年度の賃金実態調査から、最低賃金額の改正により影響の大きかった業種、「洗濯、理容、浴場業」、「旅館・ホテル業」、「飲食業」を優先に、対象事業場の選定を進めまして、3 事業場対応していた

だけることになりました。

班につきましては、公労使各1名ずつの3班編成で訪問していただくことでお願いいたします。

第1班は、上江洲委員と石川委員と、後でご報告いただきたいと思います  
が、使側の委員で、7月25日に午前11時から、与那原町の飲食業の事業場に  
訪問していただきます。

第2班は、島袋委員、喜納委員と使側の委員で、7月27日火曜日午前11時  
から那覇市の旅館・ホテル業の事業場に訪問していただきます。

第3班は、城間委員、照喜名委員と使側の委員で、7月27日、午後3時の  
予定でしたが、今現在、午後3時半に変更ということで調整させていただいて  
います。

本部町のクリーニング事業場に、訪問していただきます。

それぞれの事業場から、事業の概要等について入手いたしますので、入手次  
第、各委員の皆様を提供いたしますので、意見交換を行う際のご参考として活  
用いただければと思っております。

事務局からも、この23ページにありますとおり、各班に2名同行いたしま  
す。

各班とも原則、現地集合、現地解散とさせていただく予定でございます。

ただ、もし希望があれば、特に北部の方につきまして、足が必要ということ  
で、もし希望があれば、お申し出いただければと思っております。

また、審議日程の確認で、先ほどご説明させていただいたとおり、間が大変  
短くて大変申し訳ないのですが、7月31日の月曜日に開催される第3回専門部  
会におきまして、現地視察結果を報告していただくこととなりますので、各班  
の参加委員におかれましては、報告の作成者、発表者のご担当を決めていただ  
きますよう調整方お願いいたします。

報告の様式は、後ほど提供いたしますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○島袋部会長

ありがとうございます。

ただいま、事務局から事業場現地視察について説明がありました。

ご質問等あればお願いいたします。

(委員、挙手)

○島袋部会長

田端委員、お願いいたします。

○田端委員

質問ではなく、調整中となっている使側の委員ですが、先ほど始まる前に調整しまして決まりましたので、お伝えしたいと思います。

まず、7月25日は、佐久本委員です。

7月27日の11時の方は、親川委員、それから15時の方は私、田端が行かせていただきます。

それで27日の15時ですが、私が昼間に昼食を挟んだ会合があって、それが終わってから行くので、多分、那覇を出発するのが13時なので、それで先ほど15時半と申し上げましたが、那覇を13時に出発すれば、もし、間に合うようであれば、15時でも大丈夫かなと思うのですが、そこら辺どれくらいかかるか教えていただければ、15時でもいいかなと思っております。

○島袋部会長

事務局、お願いいたします。

○小池賃金室長

打ち合わせで行った時、ギリギリ間に合うかもしれないのですが、余裕を持った方が、安全運転という必要もありますので、15時半ということで。

すみません。

○田端委員

そういう事情があるので、15時半でよろしくお願いいたします。

○島袋部会長

はい、ありがとうございます。

事務局、今の使側の担当はよろしいですかね。

○小池賃金室長

はい、念のため、もう一度出席者を確認したいと思います。

第1班、7月25日の11時ですね、上江洲委員、石川委員、佐久本委員。

第2班、7月27日の11時、那覇市ですね、島袋委員、喜納委員、親川委員。

7月27日15時半ですね。城間委員、照喜名委員、田端委員ということで、

よろしくお願いいたします。

○島袋部会長

ありがとうございます。

それでは、事業場実地視察につきましては、事務局案のとおり、実施することにいたします。

実地視察につきましては、各委員がそれぞれ割り振られた事業場に集合していただくこと、また、それぞれの班において、報告書作成者、発表者の役割分担の調整もよろしくお願いいたいと思います。

続きまして、審議事項6、「参考人聴取について」事務局から説明をお願いいたします。

○小池賃金室長

7月31日の第3回専門部会におきまして行われる予定の関係労働者、使用者の参考人聴取につきましては、当審議会の労使それぞれの委員から推薦していただいた方から聴取させていただいておりますので、例年どおり、本年もよろしくお願いいたいと思います。

また、これまでの参考人は27ページ資料9にございますので、よろしくお願いいたします。

また、参考人のご意見につきましては、これもタイトなスケジュールで申し訳ありませんが、7月26日水曜日までにご提出いただけますよう調整方よろしくお願いいたします。

もし、間に合わないようであれば、また連絡していただければと思います。参考人聴取についての説明は、以上でございます。

○島袋部会長

ありがとうございます。

ただいま、事務局から参考人聴取について説明がありました。

これについてご質問等あれば、質問をお願いいたします。

(委員、挙手)

○島袋部会長

はい、石川委員お願いいたします。

○石川委員

書面報告も、この26日水曜日までにすればいいという認識でよろしいでしょうか。

○島袋部会長

はい。事務局、お願いいたします。

○小池賃金室長

できれば、間に合わなければ、またそこは調整させていただきます。

○島袋部会長

その他、ございませんでしょうか。

(特になし)

○島袋部会長

ありがとうございます。

それでは、例年どおり、参考人聴取を実施することといたしますので、労側、使側、それぞれにおかれましてはよろしくお願いいたします。

続きまして、審議事項7、「その他」となっております。

事務局から、お願いいたします。

○小池賃金室長

はい、添付させていただきました資料について、若干ご説明、ご報告させていただきたいと思います。

第1回の本審でもご説明いたしました、今年度の中央最低賃金審議会が6月30日開催されまして、加藤厚生労働大臣から目安に関する審議について諮問が行われておりまして、同日、第1回目の目安小委員会が開催されております。

本日配布の、資料10の29ページ以降には、7月12日に開催されました第2回目安小委員会で提示されました資料を付けております。

その中で、令和5年度の賃金改定状況調査結果も添付してあります。

内容につきましては、資料の6ページ、通算でいきますと35ページに、令和5年度の調査結果の第4表の1、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率、男女別内訳のA4横表の左上に、産業計、男女計、ABCランク、今回からABCの3ランクになっておりますので、それぞれの数値が示されております。

す。

沖縄県を含む、Cランクにつきましては2.1%となっております。

また、同じく8ページ、通算で言いますと37ページには、第4表の3というのがありまして、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率、令和4年6月と、令和5年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計としまして、第4表の1と同様に、左上に産業計、男女計としてABCランクごとの数値が示されております。

沖縄県を含むCランクにつきましては、2.7という結果となっております。

また、資料の11、167ページ、一番後ろに、業務改善助成金の交付決定状況も、前回7月3日に、昨年度の結果をお示ししておりますが、本年度分の6月までを含めた更新版を付けてございます。

最後に、審議日程についてご承認をいただきました、次回以降の日程につきまして、通知文書を配布させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○鳥袋部会長

はい、ありがとうございます。

ただいま、事務局から、中央最低賃金審議会で配布された資料の説明がありました。

また、今後の審議日程の案内がありました。

これについてご質問等あれば、お願いいたします。

(特になし)

○鳥袋部会長

よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

質問がないようですので、本日はこれで第1回最低賃金専門部会を終了いたします。

第2回専門部会は、先ほど、事務局から説明のありましたように、7月25日から27日にかけて予定されている事業場実地視察となります。

第3回専門部会は7月31日、16時からとなっております。

委員の先生方、よろしく願いしたいと思っております。

本日は、大変お疲れ様でした。

ありがとうございました。

令和5年度沖縄地方最低賃金審議会  
 沖縄県最低賃金専門部会委員 名簿

	氏 名	現 職
公益代表委員	○ <sup>う</sup> 上 <sup>え</sup> 江 <sup>ず</sup> 洲 <sup>じゅん</sup> 純 <sup>こ</sup> 子	沖縄国際大学法学部教授
	<sup>しま</sup> 島 <sup>ぶくろ</sup> 袋 <sup>ひで</sup> 秀 <sup>かつ</sup> 勝	弁 護 士
	<sup>しろ</sup> 城 <sup>ま</sup> 間 <sup>ただし</sup> 貞	公認会計士・税理士
労働者代表委員	<sup>いし</sup> 石 <sup>かわ</sup> 川 <sup>しゅう</sup> 修 <sup>じ</sup> 治	連合沖縄副事務局長
	<sup>き</sup> 喜 <sup>な</sup> 納 <sup>ひろ</sup> 浩 <sup>のぶ</sup> 信	U A ゼンセン沖縄県支部長
	<sup>てる</sup> 照 <sup>き</sup> 喜 <sup>な</sup> 名 <sup>とも</sup> 朝 <sup>かず</sup> 和	沖縄電力関連産業労組総連合副事務局長
使用者代表委員	<sup>おや</sup> 親 <sup>かわ</sup> 川 <sup>すすむ</sup> 進	沖縄県商工会連合会 専務理事
	<sup>さ</sup> 佐 <sup>く</sup> 久 <sup>もと</sup> 本 <sup>かず</sup> 和 <sup>よ</sup> 代	沖縄県中小企業団体中央会 総務部長兼総務課長
	<sup>た</sup> 田 <sup>ばた</sup> 端 <sup>かず</sup> 一 <sup>お</sup> 雄	沖縄県経営者協会 専務理事
備考	発令年月日 令和5年7月20日 任期満了日 沖縄県最低賃金専門部会が廃止されるまでの間 委員の配列は各側五十音順となっています は、部会長、○は、部会長代理	

# 沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会運営規程

## (目的)

第1条 沖縄地方最低賃金審議会最低賃金専門部会(以下「専門部会」という。)の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

## (構成)

第2条 専門部会の委員の数は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各3人の計9人とする。

## (会議の招集)

第3条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要と認めたときのほか、沖縄労働局長(以下「局長」という。)又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき部会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の7日前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも5日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。

## (実地調査並びに参考人意見聴取)

第4条 部会長は、専門部会の議決により、特定の事案について、事実の調査をするため、委員による実地調査を行い、あるいは関係労働者、関係使用者その他関係者を参考人と指定し、その意見を聞くことができる。

## (委員の欠席等)

第5条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項(第6条第6項において準用する場合を含む)に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

## (会議における発言)

第6条 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

## (会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を一部非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、書面により沖縄地方最低賃金審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第10条 専門部会は、沖縄県最低賃金についてのすべての審議が終了し、本審の決議をもって、これを廃止する。

(規程の改廃等)

第11条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行い、この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則 この規程は令和5年7月20日から施行する。

令和5年度 沖縄地方最低賃金審議会審議計画

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		地域別最低賃金専門部会		備考	
			回数	（公益調整）	主要議題	回数	主要議題	回数	主要議題		
1	7.3 (大会議室)	月	1回 15:00	年間審議計画 専門部会、運小役割分担	会長、会長代理選出 地域専門部会の設置 運営小委員会の設置	地域最賃改定諮問 令6条第5項適用 年間審議日程計画					
	7.3(月) ~7.18(火)			地賃改正諮問に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(7/3~7/18)					専門部会委員の推薦に係る公示(7/3~7/18)	庁舎掲示板/HP に掲示	
2	7.20 (大会議室)	木						1回 15:00	(地域別)部会長、部会長代理選出 実地視察・参考人聴取等の実施について		
3	7.25 ~7.27 (事業場)	火 ~ 木						2回	(地域別)事業場実地視察 左記期間において、影響率・未満率を考慮 し3業種事業場程度選定の上視察予定	各側委員1名 事務局2名	
4	7.31 (大会議室)	月	2回 14:00		中賃目安伝達 最賃基礎調査結果報告		1回 15:00	委員長、委員長代理選出 特定(産別)最賃改定の 必要性に係る検討	3回 16:00	実地視察結果 参考人意見聴取(労使各1名程度予定)	
					特定(産別)最賃改定の必要性について諮問						
5	8.2 (大会議室)	水						4回 15:00	(地域別)額提示、調整		
6	8.4 (大会議室)	金						5回 15:00	(地域別)額調整、(結審)		
	8.4(金) ~8.21(月)								地域最賃答申に対する労働者及び使用者からの 意見提出に係る公示：令6条第5項適用の場合)	庁舎掲示板/HP に掲示	
7	8.7 (中会議室)	月	3回 16:00	特定(産別)最賃専門部会 役割分担、運営について	○地賃専門部会報告(全会一致でなかった場合;採 決) 特定(産別)最賃改定の必要性の有無について 運小の結果報告及び答申 特定(産別)最賃改定諮問(必要ありの場合)		2回 14:00	関係人意見聴取(概要書) 特定(産別)最賃改定の必要 性の有無についてとりまとめ	6回 15:00	(地域別)額調整準備(結審)	
	8.7(月) ~8.22(火)			地域最賃答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(採決の場合) 特定最賃諮問に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(8/7~8/22)						(特定)専門部会委員の推薦に係る公示 (8/7~8/22)	庁舎掲示板/HP に掲示
8	8.22 (中会議室)	火	4回 9:30		異議審(8/4答申の場合) 異議申出内容にかかる審議						
	8.23 (中会議室)	水			異議審(8/7答申の場合) 異議申出内容にかかる審議						

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		特定（産業別）最低賃金専門部会		
			回数	（公益調整）	主要議題	回数	主要議題	回数	主要議題	
9	8.31 (大会議室)	木						1回 14:00	(産業別合同部会) 部長、部長代理選出 実態調査報告 審議会部会日程調整 (産業別資料説明) 新聞業 自動車(新車)小売業 各種商品小売業 糖類製造業	
10	9.7 (大会議室)	木						2回 14:00 15:30	(産業別) 額の提示 新聞業(14:00~) 自動車(新車)小売業(15:30~)	
11	9.8 (大会議室)	金						2回 14:00 15:30	(産業別) 額の提示 各種商品小売業(14:00~) 糖類製造業(15:30~)	
12	9.11 (大会議室)	月						3回 14:00	(産業別) 額の調整 (結審) 新聞業	
	9.11(月) ~26(火)								特定最賃(新聞)答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示 (令6条第5項適用)	庁舎掲示板/HPに掲示
13	9.12 (中会議室)	火						3回 14:00	(産業別) 額の調整 (結審) 自動車(新車)小売業	
	9.12(火) ~9.27(水)								特定最賃(自動車)答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示 (令6条第5項適用)	庁舎掲示板/HPに掲示
14	9.14 (中会議室)	木						3回 14:00	(産業別) 額の調整 (結審) 各種小売業	
	9.14(木) ~9.29(金)								特定最賃(各種商品)答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示 (令6条第5項適用)	庁舎掲示板/HPに掲示
15	9.15 (大会議室)	金						3回 14:00	(産業別) 額の調整 (結審) 糖類製造業	
	9.15(金) ~10.2(月)								特定最賃(糖類)答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示 (令6条第5項適用)	庁舎掲示板/HPに掲示
16	9.19、20 (大会議室)	火水						4回 14:00~ 15:30~	(産業別) 額の調整 (結審:予備日) 各業種	
17	9.27 (中会議室)	水	5回 15:00		(産業別)額調整、(採決:予備日) 専門部会で結審に至らなかった場合					
	9.27(水) ~10.12(木)								特定最賃(各業種)答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示	庁舎掲示板/HPに掲示
18	10.3 (大会議室)	火	(5回) 9:30		異議審(新聞業、自動車(新車)、各種商品小売業、糖類製造業)(予定) 異議申出内容に係る審議(9/11(新聞)、9/12(自動車)、9/14(各種商品)、9/15(糖類)第3回にて結審の場合)					
19	10.6 (大会議室)	金	(5回) 9:30		異議審(新聞業、自動車(新車)、各種商品小売業、糖類製造業)(予備日) 異議申出内容に係る審議 9/19又は20 第4回結審の場合)					
20	10.13 (大会議室)	金	(5回) 9:30		異議審(各業種)(予定) 異議申出内容に係る審議(9/27(各業種)結審の場合)				9/28結審の場合は10/16 開催(予備日)	

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		特定（産業別）最低賃金専門部会		
			回数	（公益調整）	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	
21	6.3.7 （大会議室）	木	6回 16:00		令和5年度の審議会総括について 令和6年度産業別最低賃金申出意向確認 最低賃金専門部会の廃止について その他					

令和5年度沖縄地方最低賃金審議会審議日程

6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
曜 日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
審議会開催日程																														
開 催 時 間																														
公 示 期 間																														

第1回本審開催公示(29日まで)

傍聴者へ通知

7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜 日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
審議会開催日程			第1回本審	予備日																第1回専門部会	予備日			予備日							第2回本審 第1回運営小委員会 第3回専門部会
開 催 時 間			15:00~																	15:00~	15:00~									14:00~ 15:00~ 16:00~	
公 示 期 間																															

地賃改正諮問意見聴取公示(18日まで)

第2回本審開催公示(27日まで)

傍聴人へ通知

専門部会委員推薦公示(18日まで)

第3回本審開催公示(8月3日まで)

8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜 日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
審議会開催日程	予備日	第4回専門部会		第5回専門部会			第2回運営小委員会 第6回専門部会 第3回本審	予備日	予備日・第7回専門部会 第4回本審	予備日				予備日・第8回専門部会 第4回本審	予備日							第4回本審(異議審) (8月4日答申の場合)	第4回本審(異議審) (8月7日答申の場合)	第4回本審(異議審) (予備日8月8日答申の場合)	第4回本審(異議審) (8月9日答申の場合)			第4回本審(異議審) (予備日8月10日答申の場合)	第4回本審(異議審) (8月14日答申の場合)	特定最賃第1回産業別専門部会(合同部会)		
開 催 時 間	14:00~ 15:00~ 16:00~	15:00~		15:00~			14:00~ 15:00~ 16:00~		14:00~ 16:00~					14:00~ 16:00~									9:30~	9:30~	9:30~	9:30~			9:30~	9:30~	14:00~	
公 示 期 間																																

地賃改正答申意見聴取(異議申立)公示(21日まで)

第3回本審開催公示

傍聴人へ通知

地賃改正答申(採決の場合)意見聴取(異議申立)公示(22日まで)

特賃改正諮問意見聴取公示 及び 専門部会委員推薦公示(22日まで)

地賃改正答申(採決の場合)意見聴取(異議申立)公示(24日まで)

地賃改正答申(採決の場合)意見聴取(異議申立)公示(29日まで)

( 旧 盆 )

9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
曜 日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
審議会開催日程	予備日 特定最賃第1回産業別専門部会(合同部会)						特定 第2回専門部会							特定 第3回専門部会 13日は除く				敬老の日		特定 予備 第4回専門部会										第5回本審採決の場合 予備日	
開 催 時 間	14:00~						14:00~ 15:30~	14:00~ 15:30~				14:00~	14:00~	14:00~	14:00~															15:00~	
公 示 期 間																															

特賃改正答申意見聴取公示  
(11日 → 26日まで、12日 → 27日まで  
14日 → 29日まで、15日 → 10月2日まで)

特賃改正答申意見聴取公示  
(19日 → 10月4日まで  
20日 → 10月5日まで)

特賃改正答申意見聴取公示  
(27日 → 10月12日まで  
28日 → 10月13日まで)

10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
審議会開催日程			第5回 本審 (異議審) 第3回に て 一致の場合	第5回 本審 (異議審 予備日)		第5回 本審 (異議審) 第4回 にて一致 の場合				第5回 本審 (異議審 予備日)			第5回 本審 (異議審) 9/27採 決場合			第5回 本審 (異議審 予備日) 9/28 採決場合															
開催時間			9:30~			9:30~				9:30~			9:30~			9:30~															
公示期間		→		→								→																			

令和6年3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
審議会開催日程							第6回 本審	予備 日			予備日																				
開催時間							16:00~																								
公示期間																															
その他																															

【答申別最短発効予定地域最賃(参考)】

答申公示日	異議申出締切日	異議審am	官報公示予定日	発効予定日					
8月2日	水	8月17日	木	8月18日	金	8月29日	火	9月28日	木
8月3日	木	8月18日	金	8月21日	月	8月30日	水	9月29日	金
8月4日	金	8月21日	月	8月22日	火	8月31日	木	9月30日	土
8月5日	土	8月21日	月	8月22日	火	8月31日	木	9月30日	土
8月6日	日	8月21日	月	8月22日	火	8月31日	木	9月30日	土
8月7日	月	8月22日	火	8月23日	水	9月1日	金	10月1日	日
8月8日	火	8月23日	水	8月24日	木	9月4日	月	10月4日	水
8月9日	水	8月24日	木	8月25日	金	9月5日	火	10月5日	木
8月10日	木	8月25日	金	8月28日	月	9月6日	水	10月6日	金
8月11日	金	8月28日	月	8月29日	火	9月7日	木	10月7日	土
8月12日	土	8月28日	月	8月29日	火	9月7日	木	10月7日	土
8月13日	日	8月28日	月	8月29日	火	9月7日	木	10月7日	土
8月14日	月	8月29日	火	8月30日	水	9月8日	金	10月8日	日
8月15日	火	8月30日	水	8月31日	木	9月11日	月	10月11日	水

特質(参考)

答申公示日	異議申出締切日	異議審am	官報公示予定日	発効予定日					
9月11日	月	9月26日	火	9月27日	水	10月11日	水	11月10日	金
9月12日	火	9月27日	水	9月28日	木	10月12日	木	11月11日	土
9月13日	水	9月28日	木	9月29日	金	10月13日	金	11月12日	日
9月14日	木	9月29日	金	10月2日	月	10月16日	月	11月15日	水
9月15日	金	10月2日	月	10月3日	火	10月17日	火	11月16日	木
9月16日	土	10月2日	月	10月3日	火	10月17日	火	11月16日	木
9月17日	日	10月2日	月	10月3日	火	10月17日	火	11月16日	木
9月18日	月	10月3日	火	10月4日	水	10月18日	水	11月17日	金
9月19日	火	10月4日	水	10月5日	木	10月19日	木	11月18日	土
9月20日	水	10月5日	木	10月6日	金	10月20日	金	11月19日	日
9月21日	木	10月6日	金	10月10日	火	10月23日	月	11月22日	水
9月22日	金	10月10日	火	10月11日	水	10月24日	火	11月23日	木
9月23日	土	10月10日	火	10月11日	水	10月24日	火	11月23日	木
9月24日	日	10月10日	火	10月11日	水	10月24日	火	11月23日	木
9月25日	月	10月10日	火	10月11日	水	10月24日	火	11月23日	木
9月26日	火	10月11日	水	10月12日	木	10月25日	水	11月24日	金
9月27日	水	10月12日	木	10月13日	金	10月26日	木	11月25日	土
9月28日	木	10月13日	金	10月16日	月	10月27日	金	11月26日	日

沖縄県最低賃金専門部会  
令和5年度事業場実地視察計画表

令和5年7月25日(火)～27日(木)

	第 1 班 7月25日(火)11:00	第 2 班 7月27日(木)11:00	第 3 班 7月27日(木)15:00
事業場	<p>事業内容           〔 飲食業 〕</p> <p>住所：島尻郡与那原町</p>	<p>事業内容           〔 旅館・ホテル業 〕</p> <p>住所：那覇市</p>	<p>事業内容           〔 クリーニング業 〕</p> <p>住所：国頭郡本部町</p>
委員	<p>(公 益)           <b>上江洲委員</b></p> <p>(労 側)           <b>石川委員</b></p> <p>(使 側)           <b>佐久本委員</b></p> <p>(事務局)                   小池・宜間</p>	<p>(公 益)           <b>島袋委員</b></p> <p>(労 側)           <b>喜納委員</b></p> <p>(使 側)           <b>親川委員</b></p> <p>(事務局)                   嘉数部長・宜間</p>	<p>(公 益)           <b>城間委員</b></p> <p>(労 側)           <b>照喜名委員</b></p> <p>(使 側)           <b>田端委員</b></p> <p>(事務局)                   小池・柴垣</p>